

2026年8月14日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目8番15号
株 式 会 社 エ ニ グ モ
代表取締役 最高経営責任者 須田 将啓

簡易吸収合併に関するお知らせ（会社法第797条第3項及び第4項に基づく公告）

当社は、2026年7月23日開催の取締役会において、当社の100%連結子会社である株式会社ゲツラク（以下「ゲツラク」）を吸収合併（以下「本合併」）することを決議し、同日付で吸収合併契約を締結いたしました。

本合併に伴い、会社法第797条第4項の規定に基づき、同条第3項の通知に代えて、以下の通り公告いたします。

1. 合併の概要

（1）吸収合併存続会社の商号及び住所

商号：株式会社エニグモ

住所：東京都港区赤坂四丁目8番15号

（2）吸収合併消滅会社の商号及び住所

商号：株式会社ゲツラク

住所：東京都渋谷区代々木一丁目13番2号

（3）吸収合併の効力発生日

2026年9月8日

2. 簡易合併に関する事項

本合併は、当社においては会社法第796条第2項本文に定める「簡易合併」に該当するため、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認決議を経ずに行います。

3. 株式買取請求権に関する事項

本合併は簡易合併であるため、会社法第797条第1項ただし書の規定により、当社の反対株主による株式買取請求権は発生いたしませんので、あらかじめご了承ください。

4. 株主総会の承認決議を求める旨の申出（異議申立）について

本合併（簡易合併）に対し反対であり、株主総会における承認決議を求める株主様は、以下の要領に従い、書面にてお申し出ください。

（１）申出ができる株主様の要件

当社の総株主の議決権の６分の１（注）を超える議決権を有する株主様。

（注：会社法第 796 条第 3 項の規定に基づきます）

（２）申出期間

2026 年 8 月 15 日（土）から 2026 年 9 月 1 日（火）まで（必着）

（３）申出先及び送付方法

〒107-0052

東京都港区赤坂四丁目 8 番 15 号

株式会社エニグモ コーポレートオペレーション本部 株式事務担当宛

※「簡易合併反対申出書」と明記の上、書留郵便等の配達記録が残る方法にてご送付ください。

（４）申出書の記載事項及び必要書類

- ① 株主様の氏名又は名称及び住所
- ② 本合併に反対し、株主総会の承認決議を求める旨の記載
- ③ ご所有株式数及び議決権数
- ④ 株主様であることを証明する書類（株主ご通知の写し、株主名簿人欄照会要請結果、証券会社の口座残高証明書等）

なお、上記申出期間内に上記（１）に定める要件を満たすお申し出がない場合、またはお申し出に係る議決権の数が一定数に達しない場合は、当初の予定通り株主総会の承認決議を経ずに本合併を執行を行います。

以上